

平成27年第4回定例会

12月8日から11日までの会期で開催され、平成27年度の補正予算を中心に、多岐にわたり審議が行われました。



補正予算や条例の改正、人事案件などの審議を行いました。その中から、主な質疑を掲載します。

出てもらい、その都度費用弁償するのが筋ではないか。
答 農地集積のために年間を通して活動していただくので、月額報酬制としたい。

一番多いのは東京都の37件で、返礼品は現在34品目を用意。今年度末の実収入は、経費を差し引き123万円程度を見込んでいます。

な道にする必要がある。どう対応するか。
答 りんりんロードと霞ヶ浦湖岸道路の沿線市町村でつくる協議会を通じ、走行時の安全性の確保について相談していきたい。

年度当初の本予算の工事費の中にも産廃の処理費は入っていたのではないか。
答 当初予算で多少の石の処分費も見ていましたが、石の部分が不明確であったため、コンクリート構造物の解体と整地ということを進めてきました。その後石の処分量が把握できたので、今回、これを委託料で処分することをお願いするものです。

大和ふれあいセンターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

問 大和のシトラスにある研修・相談室を廃し、ここに生涯学習の企画・立案部門を集約することだが、本来、こうした部門は教育長により近い場所に置くべきではないか。
答 教育委員会内での十分な協議の結果であり、これにより、よりよい事業展開が図れると考えます。

この事業について説明してほしい。
答 地方創生先行型交付金の上乗せ交付事業であり、県と2市1町が連携してサイクリングによる地域活性化を図ろうとするものです。

人権啓発対策費 540万円

問 人権啓発対策費として、石材廃材処分費の委託料540万円が補正提案された。その経緯の説明を求めると。
答 これは合併前の昭和61年に同対策事業により設置した、亀熊地内の石材関係の大型共同作業場に関するもので、同施設の年額130万円の借地代が滞っているため、地主と協議し、整地、返却することとした。

有害鳥獣対策事業費 172万円

問 この事業の具体的な内容の説明と、イノシシ被害が市全域に及んでいる中、今回、本木と猿田の2地区に予算が箇所付けされた理由を説明してほしい。
答 今回の事業は、東日本大震災関連の交付金を活用し、市の鳥獣害対策協議会が主体となり、イノシシの侵入防止柵の再延長事業として提案するものです。地区の選定については、以前から要望・相談のあった本木・猿田の2地区とし、延長2600メートル分の

平成27年度補正予算 ふるさと応援寄付金 276万円

問 寄付金の収受状況はどうなっているか。
答 当初予算で80万円を見込んでいましたが、種々の工夫により、金額、申込件数とも増加しています。

今、県が検討中と聞いています。
問 利用者の話では、雨が降ると滑って大変危険であるという。
答 お客様に来てもらうには、りんりんロードを安全

本年度当初予算で工場の解体・整地工事を認めていただいたところですが、現場を採掘したところ墓石等が多数埋もれており、これを処分するための産業廃棄物処理費用として、追加補正を提案するものです。

除ということの説明をしています。
問 市立病院の建設場所はどこになるのか。
答 今回取得する域内で整備する方向ですが、今この場では高森、長方地区という答弁にしたい。

国の制度改正を受け、市では、農業委員を選挙等による27名から市長の任命による18名とし、さらに新たに33名の農地利用最適化推進委員を置くこととなった。
推進委員には1万8000円の月額報酬を支給するとの提案だが、必要な時

した事業以外に使用してはならない」とあるが、「指定した事業」とは、今回何を指すのか。また、だれが「指定する」のか。
答 一般的な条例の定め方であり、この規定で特段の問題はないと考えます。

税金の控除については、通常の1500万円控

100%成功するなんていつのがあったらそれでもやる。余り難しく考えず、事業をやるときは決断と実行である。
100%に近い成功を収めていただくよう市長にお願いし、賛成する。

追加議案①

市土地開発公社に対する貸付に関する条例

問 土地開発公社と聞くと、県の土地開発公社の大規模な赤字の問題などがあり、よい印象がない。そうした中、土地を市が直接買うのではなく、土地開発公社を使って買う理由は何か。
答 市が土地を買うには詳細な土地利用計画が必要。しかし、今買おうとしている土地については、土地利用計画がまだ固まっておらず、市が買うのは不適切と判断しました。

利用計画がなくても、市のお金で土地が買えてしまう。公社の場合、資金調達は銀行借入れによるのが普通であり、この条例はおかしくないか。
また、第3条に「市が公社に資金を貸し付けるときは次の事項を内容とする契約をする」とはあるが、契約に際し、事業計画や返済計画の提出を求めるとして

これを別な面で見ると、病院用地について、用途不明で公社に売れば、税の控除額は1500万円まで、

100%に近い成功を収めていただくよう市長にお願いし、賛成する。

賛成 この条例は、貸し付けの条件や使用制限及び貸付金の返還等について定められたよい内容であり、安全面の担保等は確保されているのではないかと

その中で、将来的な、一体的に土地整備を確保する観点から、地権者の方々の意向に沿った市街地開発を実現するには、土地開発公社を活用して用地取得を進めることが適切であると判断しました。

問 公社であれば、土地の

桜川市土地開発公社に対する資金の貸付に関する条例

(抜粋)
 第2条 市長は、公社に対して、公社が行う事業に要する資金及び市長が公社の目的達成に必要と認めた事業に要する資金を予算の範囲内で貸し付けることができる。
 第3条 市長は、前条の規定により公社に対し、資金を貸し付けようとするときは、公社と次の各号に掲げる事項を内容とする契約を締結しなければならない。
 (1) 貸し付ける資金の額、償還期限及び償還方法に関すること。
 (2) 貸付金の利率に関すること。
 (3) その他必要と認められること。
 第4条 公社は、貸付金を指定した事業以外に使用してはならない。

討論

反対 この条例案が我々に提示されたのは一昨日午後の全員協議会でのことである。そして、中一日あけての本日の審議。まちづくりの根幹にかかわる問題であるのに、余りに性急すぎる。病院のこともあるので全てが反対ではないが、この追加議案には反対である。

賛成 この条例は、貸し付けの条件や使用制限及び貸付金の返還等について定められたよい内容であり、安全面の担保等は確保されているのではないかと

反対 今2億円もの負債を抱えている開発公社にお金を貸し、土地を買えるようにするというのが今回の提案。しかも貸し付けは、土地取得だけでなく、返ってくる見込みのない銀行借り入れ2億円の返済にも充てられるという。このような貸し付けのための条例には反対する。